

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2026 年 8 月 25 日
株式会社海帆
スぺーム株式会社

2026 年 8 月 25 日

名古屋市中村区名駅四丁目 15 番 15 号
名古屋総合市場ビル
株式会社海帆
代表取締役 守田 直貴

東京都中央区銀座八丁目 17 番 1 号
PMO銀座Ⅱ 4 階
スぺーム株式会社
代表取締役 松村 康平

株式交換に関する事後開示事項

株式会社海帆（以下「海帆」といいます。）及びスぺーム株式会社（以下「スぺーム」といいます。）は、2026年7月15日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年8月25日を効力発生日として、海帆を株式交換完全親会社、スぺームを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2026 年 8 月 25 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による 手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

（1）会社法第784条の2（株式交換差止請求）の規定による手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行ったスぺームの株主はおりませんでした。

（2）会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

会社法第785条第1項の規定による請求を行ったスぺームの株主はおりませんでした。

（3）会社法第787条（新株予約券買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

（4）会社法第789条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条および第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 会社法第 796 条の 2 (株式交換差止請求) の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合 (簡易株式交換) に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条 (株式買取請求) の規定による手続の経過

海帆は、会社法第 797 条 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 8 月 3 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるスぺームの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合 (簡易株式交換) に該当するため、会社法 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条 (債権者の異議) の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社が取得した株式交換完全子会社の株式の数 (会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換により、海帆が取得したスぺームの株式の数は、普通株式 500,000 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項 (会社法施行規則第 190 条第 5 号)

(1) 海帆は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した海帆の株主はおりませんでした。

(2) スぺームは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2026 年 7 月 15 日開催の株主総会の決議によって本株式交換契約の承認を得ております。

(3) 海帆は、本株式交換に際して、本株式交換により海帆がスぺームの発行済株式の全部を取得する時点の直前時のスぺームの株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する普通株式 1 株につき海帆の普通株式 14.38 株の割合をもって割当交付いたしました。海帆が割当交付した普通株式の合計は 7,190,000 株です。

(4) 本株式交換により増加した海帆の資本金および準備金は以下のとおりです。

①資本金 : 0 円

②資本準備金 : 会社計算規則第 39 条に従い海帆が別途定める額

③利益準備金 : 0 円

以上